

### 3. 規制基準等

#### (1) 大気汚染関係

##### ① 硫黄酸化物の排出基準

排出基準は、次の式により算出したいおう酸化物の量

$$q = K \times 10^{-3} H_e^2$$

$$\left. \begin{array}{l} q : \text{硫黄酸化物の量 (N m}^3/\text{h}) \cdots \text{温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した値} \\ K : \text{地域別に値を定める} \cdots \text{下表のとおり} \\ H_e : \text{次式により補正された排出口の高さ (m)} \\ H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t) \end{array} \right\}$$

K : 地域毎に定める定数	
北九州市・苅田町(新設施設)	1.75
大牟田市(新設施設)	2.34
北九州市・大牟田市・苅田町(既設施設)	3.50
福岡市	8.76
久留米市内	13.0
その他の地域	17.5

※ 1. 既設施設とは、S49.4.1 以前に設置されたものをいう。

2. 上記地域は、昭和 51 年 9 月 1 日における行政区画によって表示されたものとする。

$$H_m = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}} \quad H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left( 2.301 \circ \text{K} + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left( 1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

$H_o$  : 排出口の実高さ (m)

$Q$  : 温度 15 度における排出ガス量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )

$V$  : 排出ガスの排出速度 ( $\text{m}/\text{s}$ )

$T$  : 排出ガスの温度 (絶対温度)

硫黄酸化物の排出量は、次のいずれかの方法により算出された量として表される。

1. 日本産業規格 K0103 に定める方法により硫黄酸化物濃度を、日本産業規格 Z8808 に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法
2. 日本産業規格 K2301、日本産業規格 K2541 又は日本産業規格 M8813 に定める方法により燃料の硫黄含有率を、日本産業規格 Z8762 に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
3. 環境大臣が定める方法(昭和 57 年環境庁告示第 76 号)

なお、公害防止条例のばい煙に係る特定施設についても、上記と同じ排出基準が適用される(同一工場又は事業場に設置されるボイラーの伝熱面積の合計が  $10\text{m}^2$  以下の場合を除く)。ただし、ばい煙に係る特定施設のうち 1 号灯油を専焼するボイラーについては、硫黄酸化物に係る排出基準の適用が除外される

##### ② ばいじんの排出基準

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設の種類及び規模に応じて、排出ガス  $1\text{m}^3$  当たりのばいじんの量 ( $\text{g}/\text{Nm}^3$ ) で定められている。公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る特定施設については表 1、大気汚染防止法に係るばい煙発生施設については表 2 の基準値が適用される。

(ア) 排出基準値と照合するばいじん量

一覧表の規模の欄は、施設を定格能力で運転する時の湿り排出ガス量を示す。

$$\text{ばいじん量} = \frac{\text{(排出ガス中の実測ばいじん量)}}{\text{(g/Nm}^3\text{)}} \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

$O_n$  : 標準酸素濃度 (%) .....一覧表の施設毎の値

$O_s$  : 排出ガス中の酸素濃度 (%) .....20%を超えるときは 20%とする

(イ) 適用除外施設

- a. 小型ボイラー（伝熱面積 10 m<sup>2</sup>未満であって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間あたり 501 以上）のうち下記のもの。
  - (a) 設置年月日が S. 60.9.9 以前であるもの。
  - (b) ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油又は A 重油をいう）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるもの。
- b. ガスタービン、ディーゼル機関及びガソリン機関のうち、非常用として設置されるもの。

表 1 公害防止等生活環境の保全に関する条例の特定施設に関するばいじんの排出基準

番号	施設名	0n (%)	排出基準 (g/Nm <sup>3</sup> )	備考
1	ボイラーのうち重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。)又はガスを専焼させるもの	0s	0.30	同一工場又は事業場に設置されるボイラーの伝熱面積の合計が 10 m <sup>2</sup> を超える場合に適用される
	石炭(1 キログラム当たり発熱量 5000 キロカロリー以下のものに限る。)を燃焼させるもの	0s	0.80	
	その他のもの	0s	0.40	

表 2 ばい煙発生施設に関するばいじんの排出基準

番号	施設名	規模 (排出ガス量: 万 m <sup>3</sup> /h)	0n (%)	排出基準(g/Nm <sup>3</sup> )			備考
				一般	特別	旧特別	
1 1	ボイラーのうちガスを専焼させるもの(5 の項に掲げるものを除く。)	4 以上	5	0.05	0.03	0.05	
		4 未満	5	0.1	0.05	-	
2 1	ボイラーのうち重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの(5 の項に掲げるものを除く。)	20 以上	4	0.05*	0.04	0.05	*既設は 0.07 **既設は 0.18 † 当分の間 0s
		4~20	4	0.15**	0.05	0.05	
		1~4	4	0.25	0.15	0.2	
		1 未満	4 †	0.3	0.15	0.2	
3 1	ボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの(5 の項に掲げるものを除く。)	20 以上	0s	0.15*	0.1	-	*既設は 0.20 **既設は 0.35
		4~20	0s	0.25**	0.15	0.2	
		4 未満	0s	0.30**	0.15	0.2	
附 1	ボイラーのうち H7.7.2 まで発熱量 20,930.25kJ/kg 以下の石炭を専焼させており、かつ、H7.7.3 以降発熱量 23,023.275kJ/kg 以下の石炭を専焼させるもの	20 以上	6	0.10*	0.05	0.4	*既設は 0.45
		4~20	6	0.20*	0.1	0.4	
		4 未満	6	0.30*	0.15	0.4	
附 1	ボイラーのうち石炭(発熱量 20,930.25kJ/kg 以下のものに限る。)を燃焼させるもの(5 の項に掲げるものを除く。)	20 以上	6	0.10*	0.05	0.4	*既設は 0.15 **既設は 0.25 † 既設は 0.35
		4~20	6	0.20**	0.1	0.4	
		4 未満	6	0.30 †	0.15	0.4	
4 1	ボイラーのうち石炭を燃焼させるもの(次項に掲げるものを除く。)	20 以上	6	0.1	0.05	-	*既設は 0.40
		4~20	6	0.2	0.1	0.2	

			4 未満	6	0.30*	0.15	0.2	
5 1	ボイラーのうち令別表第1の8の項の中欄に掲げる触媒再生塔に附属するもの			4	0.20*	0.15	0.2	*既設は 0.30
6 1	ボイラーのうち前各項に掲げるもの以外のもの	4 以上	6 †	0.3	0.15	0.2	*既設は 0.40	
		4 未満	6 †	0.30*	0.2	0.2	† 当分の間 0s	
附 1	ボイラーのうち小型ボイラー(伝熱面積 10m <sup>2</sup> 未満)で設置日が S60.9.10～H2.9.9 のもの(H2.9.10～は上記基準を適用)		上 記 †	0.5	0.3		† 上記各項目のうち該当する On が適用される	
7 2	ガス発生炉		7	0.05	0.03			
8 2	加熱炉		7	0.1	0.03	0.1		
9 3	煅焼炉	4 以上	0s	0.1	0.05			
		4 未満	0s	0.15	0.1			
10 3	焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供するもの		0s	0.2	0.1			
11 3	焼結炉のうち前項に掲げるもの以外のもの		0s	0.15	0.1			
12 3	煅焼炉	4 以上	0s	0.20*	0.1	-	*既設は 0.25	
		4 未満	0s	0.25**	0.15	0.2	**既設は 0.30	
13 4	金属精錬用溶鉱炉のうち高炉		0s	0.05	0.03			
14 4	金属精錬用溶鉱炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	4 以上	0s	0.15	0.08	0.1		
		4 未満	0s	0.15	0.08	-		
15 4	金属精錬用転炉	燃焼型	0s	0.10*	0.08			
		燃焼型以外	0s	0.1	0.08		*燃焼型で既設は 0.13	
16 4	金属精錬用平炉	4 以上	0s	0.1	0.05			
		4 未満	0s	0.2	0.1			
17 5	金属精製・鋳造用溶解炉	4 以上	0s	0.1	0.05		*アルミニウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する既設の反射炉は 0.30	
		4 未満	0s	0.20*	0.1			
18 6	金属加熱炉	4 以上	11 †	0.10*	0.08	0.1	*既設は 0.15	
		4 未満	11 †	0.20**	0.1	0.2	**既設は 0.25 † 当分の間 0s	
19 7	石油加熱炉	4 以上	6	0.1	0.05	0.1		
		1～ 4	6	0.15	0.08	0.1	*潤滑油の製造の用に供する既設のものは 0.18	
		1 未満	6	0.15*	0.08	0.1		
20 8	触媒再生塔		6	0.20*	0.15		* 既設は 0.30	
21 8-2	燃焼炉		8	0.1	0.05	0.1		
22 9	窯業製品焼成炉のうち石灰焼成炉	土中釜	15	0.4	0.2	0.4		
23		土中釜以外	15	0.3	0.15	0.3		
24 9	窯業製品焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	4 以上	10	0.1	0.05	0.1		
		4 未満	10	0.1	0.05	-		
25 9	窯業製品焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4 以上	18	0.1	0.05			
		4 未満	18	0.2	0.1			
26 9	窯業製品焼成炉のうち前各項に掲げるもの以外のもの	4 以上	15 †	0.15	0.08			
		4 未満	15 †	0.25	0.15		† 当分の間 0s	
27 9	窯業製品溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む)の製造の用に供するもの	4 以上	15	0.1	0.05	0.1		
		4 未満	15	0.15	0.08	-		
28 9	窯業製品溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はプリットの製造の用に供するもの	4 以上	16	0.1	0.05	0.10**	* 既設は 0.30 **るっぽ炉を除く	
		4 未満	16	0.15*	0.08	-		
29 9	窯業製品溶融炉のうち前 2 項に掲げるもの以外のもの	4 以上	15	0.1	0.05	0.10*	*るっぽ炉を除く	
		4 未満	15	0.2	0.1	0.20*		
30 10	反応炉及び直火炉	4 以上	6 †	0.15	0.08	0.10 ‡	*活性炭の製造の用に供する反応炉は 0.30(一般)、0.15(特別) † 当分の間 0s	
		1～ 4	6 †	0.2	0.1	0.2		
		1 未満	6 †	0.20*	0.10*	0.2		
31 11	乾燥炉のうち骨材乾燥炉	2 以上	16 †	0.5	0.2	0.40 ‡	* 既設は 0.60 † 直接熱風乾燥炉は 0s	
		2 未満	16 †	0.50*	0.2	0.40 ‡		

			4以上	16 †	0.15	0.08	0.10 ‡	* 既設は 0.30 **既設は 0.35 † 直接熱風乾燥炉は 0s
32	11	乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	1~ 4	16 †	0.20*	0.1	0.2	
			1未満	16 †	0.20**	0.1	0.2	
33	12	電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が 40%以上のものに限る。)の製造の用に供するもの		0s	0.2	0.1		
34	12	電気炉のうち合金鉄の製造の用に供するもの(前項に掲げるものを除く。)及びカーバイドの製造の用に供するもの		0s	0.15	0.08		
35	12	電気炉のうち前 2 項に掲げるもの以外のもの		0s	0.1	0.05		
36	13	廃棄物焼却炉	焼却能力が 4000kg/h 以上	12	0.04	0.04		旧特別排出基準は、連続炉が 0.10(規模 4 万 Nm <sup>3</sup> /h 未満は 0.20)、連続炉以外のものが 0.40
			焼却能力が 2000~4000kg/h	12	0.08	0.08		
			焼却能力が 2000kg/h 未満	12	0.15	0.15		
37	13	同(H10.7.1 に現に設置されている施設)	焼却能力が 4000kg/h 以上	12	0.08	0.08	※備考	旧特別排出基準は、連続炉が 0.10(規模 4 万 Nm <sup>3</sup> /h 未満は 0.20)、連続炉以外のものが 0.40
			焼却能力が 2000~4000kg/h	12	0.15	0.15		
			焼却能力が 2000kg/h 未満	12	0.25	0.25		
38	14	銅・鉛・亜鉛精錬用焙燒炉	4以上	0s	0.1	0.05		
			4未満	0s	0.15	0.08		
39	14	銅・鉛・亜鉛精錬用焼結炉		0s	0.15	0.1		
40	14	銅・鉛・亜鉛精錬用溶鉱炉	4以上	0s	0.15	0.08	0.1	
			4未満	0s	0.15	0.08	-	
41	14	銅・鉛・亜鉛精錬用転炉	燃焼型	0s	0.15	0.08	-	
			燃焼型以外	0s	0.15	0.08	0.1	
42	14	銅・鉛・亜鉛精錬用溶解炉	4以上	0s	0.1	0.05		*既設は 0.30
			1~ 4	0s	0.2	0.1		
			1未満	0s	0.20*	0.1		
43	14	銅・鉛・亜鉛精錬用乾燥炉	4以上	16 †	0.15*	0.08	0.10 ‡	*既設の気流搬送型は 0.18
			4未満	16 †	0.20**	0.1	0.2	**既設は 0.30 † 直接熱風乾燥炉は 0s
44	18	活性炭製造用反応炉		6	0.3	0.15		
45	20	アルミニウム精錬用電解炉		0s	0.05	0.03		
46	21	磷・磷酸・磷酸質肥料・複合肥料製造用施設	焼成炉	15	0.15	0.08		
			溶解炉	0s	0.2	0.1		
47	23	トリポリ磷酸ナトリウム製造用乾燥炉	4以上	16 †	0.1	0.05	0.1	† 直接熱風乾燥炉は 0s
			4未満	16 †	0.1	0.05	-	
48	23	トリポリ磷酸ナトリウム製造用焼成炉		15	0.15	0.08		
49	24	鉛の二次精錬等の溶解炉	4以上	0s	0.1	0.05		
			4未満	0s	0.2	0.1		
50	25	鉛電池製造用溶解炉	4以上	0s	0.1	0.05		
			4未満	0s	0.15	0.08		
51	26	鉛系顔料製造用溶解炉	4以上	0s	0.1	0.05		
			4未満	0s	0.15	0.08		
52	26	鉛系顔料製造用反射炉		0s	0.1	0.05		
53	26	鉛系顔料製造用反応炉 (硝酸鉛の製造の用に供するものを除く。)	4以上	6 †	0.05	0.03		† 鉛酸化物の製造の用に供するものは 0s
			4未満	6 †	0.05	0.03		
54	28	コークス炉		7	0.15	0.1		
55	29	ガスタービン		16	0.05	0.04		非常用は適用猶予
56	30	ディーゼル機関		13	0.1	0.08		非常用は適用猶予
57	31	ガス機関		0	0.05	0.04		非常用は適用猶予
58	32	ガソリン機関		0	0.05	0.04		非常用は適用猶予

注

1. ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1 時間につき合計 6 分間に超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
2. ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1 工程の平均の量とする。
3. 備考中の「既設」は、S57.5.31 までに設置された施設をいう。
4. 20,930.25kJ/kg = 5,000kcal/kg、23,023.275kJ/kg = 5,500kcal/kg

### ③ 窒素酸化物の排出基準

#### (ア) 排出基準値と照合する窒素酸化物濃度

窒素酸化物の排出基準は一覧表のとおりであり、ばい煙発生施設の種類及び規模に応じて、排出ガス中の濃度( $\text{cm}^3/\text{Nm}^3=\text{ppm}$ )で定められている。公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る特定施設については、窒素酸化物の排出基準は定められていない。

一覧表の施設の種類の欄の数字は、施設を定格能力で運転する時の湿り排出ガス量(万 $\text{Nm}^3/\text{h}$ )。

$$\text{窒素酸化物濃度 (ppm)} = \text{排出ガス中の窒素酸化物濃度 (ppm)} \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

$O_n$  : 基準酸素濃度 (%) .....一覧表の施設毎の値

$O_s$  : 排出ガス中の酸素濃度 (%) .....20%を超えるときは20%とする

#### (イ) 適用除外施設

a. 下記4(a)～(e)の条件をすべて満足するボイラー。

(a) 設置年月日が、S 52. 9. 9以前であること。

(b) 炉筒煙管式又は水管式であること。

(c) 液体燃焼(気体混焼を含む)ボイラーであること。

(d) 定格排出ガス量(湿りガス)が5,000 $\text{Nm}^3/\text{h}$ 未満であること。

(e) 燃焼室負荷が50万kcal/ $\text{m}^3\text{h}$ 以上であること。但し、燃焼室負荷は次式により算出された値とする。

$$\text{定格燃料使用量 (1/h)} \times \text{燃料の低発熱量 (kcal/1)} \div \text{燃焼室容積 (m}^3)$$

b. 小型ボイラー(伝熱面積10 $\text{m}^2$ 未満であって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり501以上)のうち下記のもの。

(a) 設置年月日が、S 60. 9. 9以前であるもの。

(b) ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油をいう)を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるもの。

これらの施設については、排出基準を「当分の間、適用しない」とされている施設であり、自主測定の義務はありません。

窒素酸化物排出基準値一覧(大気汚染防止法施行規則別表第3の2、附則より)

番号	表3の項番号	施設の種類	規 模(排出ガス量:万 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ )	排出基準値( $\text{cm}^3/\text{Nm}^3$ )(施設設置年月日別)					備考	
				0n	~48. 8. 9	48. 8. 10~	50. 12. 10~	52. 6. 18~	52. 9. 10~	
1	1	ガス専焼ボイラー	50以上	5	130		100	60		*原油タール燃焼は280 **過負荷燃焼型(燃焼室熱負荷2,093, 025kJ/m <sup>3</sup> h以上)は適用猶予
			10～50	5	130		100			
			4～10	5	130			100		
			1～4	5	150		130			
			1未満	5	150					
3	1	排煙脱硫装置付液体燃焼ボイラー	100以上	4	180		150	130		*原油タール燃焼は280 **過負荷燃焼型(燃焼室熱負荷2,093, 025kJ/m <sup>3</sup> h以上)は適用猶予
			50～100	4	210	180	150	130		
			10～50	4	210	180	150			
			4～10	4	210*	180	150			
			1～4	4	250*		150			
			0.5～1	4	280				180	
			0.5未満	4	280**				180	
1	1	液体燃焼ボイラー(前記を除く)	50以上	4	180		150	130		*原油タール燃焼は250 **過負荷燃焼型は適用猶予
			10～50	4	190	180	150			
			4～10	4	190*	180	150			
			1～4	4	230*		150			
			0.5～1	4	250				180	
			0.5未満	4	250**				180	

番号	表3の項番号	施設の種類	燃料の種類	0n	排出基準値(cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> ) (施設設置年月日別)		備考
					60.9.10~	H2.9.10~	
2-2	1	小型ボイラー	(液体燃焼)	6	300	260	
2-3			(固体燃焼)	6	350		

番号		施設の種類	規 模	0n	排出基準値(cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> ) (施設設置年月日別)							
					~48.8.9	48.8.10~	50.12.10~	52.6.18~	54.8.10~	58.9.10~	59.9.10~	62.4.1~
2	1	固体燃焼ボイラー	100 以上	6	400 † 1, † 2 † 3	300						200
			70~100	6	400 † 1, † 2	300						200
			50~ 70	6	420 † 1, † 2	300 † 4	300					250
			30~ 50	6	420 † 2	350	300					250
			25~ 30	6	420	350	300					250
			20~ 25	6	420 † 5	350	300					250
			10~ 20	6	450	350	300					250
			4~ 10	6	450	350	300		300 † 6			250 † 6
			1~ 4	6	450	380	350		350 † 7	350 † 9		350
			0.5~ 1	6	450	380	350		350 † 8	350 † 9		350
			0.5 未満	6	480		380		350 † 9			350

備考

†1 低品位炭専焼・火炉分割壁型放射過熱器を有するもの(火炉熱発生率 586,047kJ/m<sup>3</sup>h 以上)は 550

†2 低品位炭専焼のもの(†1 を除く)は 480

†3 石炭燃焼・接線型チルチングバーナー式のもの(†1, †2 を除く)は 430

†4 再熱再生抽気復水式自然循環型、火炉熱発生率 837,210kJ/m<sup>3</sup>h 以上であつて S59. 12.31 までに固体燃焼ボイラーに転換するものは 420

†5 石炭専焼・前面燃焼方式・自然循環型、火炉熱発生率 580,647kJ/m<sup>3</sup>h 以上のものは 450

†6 石炭燃焼・散布ストーカ型のものは 320

†7 石炭燃焼・流動層燃焼方式のものは 380

†8 石炭燃焼・流動層燃焼方式のものは 390

†9 固体燃焼・流動層燃焼方式のものは 360

番号	表3の項番号	施設の種類	規 模	0n	排出基準値(cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> ) (施設設置年月日別)				備考	
					~50.12.9	50.12.10~	52.6.18~	54.8.10~		
4	2	ガス発生炉、加熱炉		7	170				150	
	2	水素ガスの製造の用に供するガス発生炉(天井バーナー燃焼方式のもの)		7	360				150	
5	3	煅焼炉		14	250				220	
6	3	焼結炉(ペレット焼成炉)		1 以上	15	300*	220			*気体燃料を燃焼させるものは 540
				1 未満	15	300*			220	
		焼結炉(ペレット焼成炉を除く)		10 以上	15	260	220			
				1~10	15	270	220			
				1 未満	15	300			220	
7	3	煅焼炉		1 以上	10	200*	200			*アルミナの製造の用に供するものは 350
				1 未満	10	200*			200	
8	4	溶解炉		15	120				100	
9	5	金属溶解炉(キュポラを除く)		12	200				180	
10	6	金属加熱炉(ラジアントチューブ型)		10 以上	11	200	100			
				1~10	11	200	150			
				0.5~ 1	11	200		150		
				0.5 未満	11	200		180		

11	6	金属加熱炉(鍛接鋼管用)	10以上	11	---	100					
			1~10	11	---		180				
			0.5~ 1	11	---		150				
			0.5未満	11	---		180				
12	6	金属加熱炉(上記を除く)	10以上	11	160	100					
			1~10	11	170	150	130				
			0.5~ 1	11	170		150				
			0.5未満	11	200		180				
13	7	石油加熱炉(排脱付)	4以上	6	170	100					
			1~ 4	6	180*	150	130				*S48.8.10~設置のものは170
			0.5~ 1	6	190		150				
			0.5未満	6	200		180				
	7	石油加熱炉(エチレン分解炉)	4以上	6	170	100					
			1~ 4	6	180*	150	130				*炉床式バーナーは280
			0.5~ 1	6	180		150				
			0.5未満	6	200		180				
14	7	石油加熱炉(エチレン独立加熱炉)	10以上	6	170	100					
			4~10	6	180*	100					
			1~ 4	6	180	150	130				*空気予熱器を有するものは430
			0.5~ 1	6	180		150				
			0.5未満	6	200		180				
15	7	石油加熱炉(上記以外)	10以上	6	170	100					
			4~10	6	170*	100					*メタノール改質炉のうち空気予熱器を有するものは430
			1~ 4	6	180*	150	130				**S48.8.10~設置のものは170
			0.5~ 1	6	180		150				
			0.5未満	6	200		180				
14	8	触媒再生塔		6	300				250		
15	8-2	燃焼炉		8	300				250		
16	9	石灰焼成炉(ガス燃焼ロータリーキルン式)		15	300				250		
17	9	セメント焼成炉	10以上	10	480*	250					
			10未満	10	480*		350				*湿式は適用猶予
18	9	耐火物原料、耐火レンガ製造用焼成炉		18	450				400		
19	9	板ガラス、ガラス繊維製品製造用溶融炉		15†	400				360		†専ら酸素を用いて燃焼するものは(a)式で濃度換算
20	9	フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用溶融炉		16†	900				800		
21	9	その他のガラス製造用溶融炉		15†	500				450		
22	9	その他の窯業製品製造用焼成炉及び溶融炉		15	200				180		
23	10	硝酸カリウムの製造の用に供する反応炉		6	250				180		
	10	硫酸製造用反応炉(NOx を触媒とするもの)		6	700*				180		* On=15%
	10	その他の反応炉、直火炉		6	200				180		
24	11	乾燥炉		16	250				230		

25	13	浮遊回転燃焼式廃棄物焼却炉のうち連続炉	4以上 4未満	12 900		450				
26	13	特殊廃棄物焼却炉(注2)のうち連続炉	4以上 4未満	12 900		250				
27	13	その他の廃棄物焼却炉	4以上 4未満	12 300*		250				*連続炉以外のものは対象外
28	14	銅・鉛・亜鉛の精錬用施設	焙焼炉	14	250				220	
29			焼結炉	15	300				220	
30	14	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち鉛浴処理炉(石炭又はコークスを燃料及び還元剤とするものに限る)		15	450					
31	14	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち立型蒸留炉		15	230				100	
	14	その他の銅・鉛・亜鉛の精錬用溶鉱炉		15	120				100	
32	14	銅精錬用溶解炉のうち精製炉(アンモニアを還元剤とするものに限る)		12	330					
33	14	溶解炉(上記を除く)		12	200				180	
34	14	乾燥炉		16	200				180	
35	18	活性炭製造用反応炉		6	200				180	
36	21	燐等の製造用施設	焼成炉	15	200				180	
37			溶解炉	15	650				600	
38	23	トリポリ磷酸ナトリウム製造用施設	乾燥炉	16	200				180	
39			焼成炉	15	200				180	
40	24	鉛の二次精錬等の溶解炉		12	200				180	
41	25	鉛電池製造用溶解炉		12	200				180	
42	26	鉛系顔料製造用施設	溶解炉	12†	200				180	† 鉛酸化物製造用施設は0s
43			反射炉	15	200				180	
44			反応炉	6†, †2	200				180	†2 硝酸鉛製造用施設は0s
45	27	硝酸製造施設		0s	200					
46	28	コークス炉	10以上 10未満	7 350*	200	170				*オットー型は適用猶予
				7 350*		170				

番号	表3の項番号	施設の種類	規 模	0n	排出基準値( $\text{cm}^3/\text{Nm}^3$ ) (施設設置年月日別)					備考
					~63. 1. 31	63. 2. 1~	H1. 8. 1~	H3. 2. 1~	H6. 2. 1~	
47	29	ガスタービン	4.5以上	16	---	100*		70		非常用は適用猶予
			4.5未満	16	---	120**	100*	70		*ガス専焼は70 **ガス専焼は90
48	30	ディーゼル機関	400mm以上*	13	---	1600	1400	1200		非常用は適用猶予
			400mm未満*	13	---	950				*シリンダー内径
49	31	ガス機関		0	2000			1000	600	非常用は適用猶予
50	32	ガソリン機関		0	2000			1000	600	非常用は適用猶予

注

1. 塩素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。
2. 26の項の特殊廃棄物焼却炉とは、ニトロ化合物、アミノ化合物、シアノ化合物及びこれらの誘導体を製造又は使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却する炉をいう。
3.  $2,093,025\text{kJ}/\text{m}^3\text{h} = 50\text{万 kcal}/\text{m}^3\text{h}$ ,  $586,047\text{kJ}/\text{m}^3\text{h} = 14\text{万 kcal}/\text{m}^3\text{h}$ ,  $837,210\text{kJ}/\text{m}^3\text{h} = 20\text{万 kcal}/\text{m}^3\text{h}$

#### ④ 有害物質の排出基準

ばい煙としての有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、<sup>フロ</sup>素、<sup>フロ</sup>化水素及び<sup>フロ</sup>化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の5種類の物質が定められている。そのうち窒素酸化物を除く有害物質については、一部のばい煙発生施設にのみ排出基準が適用される。

公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る特定施設については、有害物質排出基準は定められていない。

**有害物質排出基準値一覧表**

有害物質	令別表 第1の 番号	施設	基準値 (mg/m <sup>3</sup> N)	備考	
カドミウム 及びその化 合物	9	ガラス又はガラス製品の製造の用に供するもの(原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る)	1.0	規格 Z8808 に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光度法又はポーラログラフ法により測定される量	
	14, 15	全施設			
塩素	16~19	全施設	30	規格 K0106 に定める方法のうちオルトリジン法又は連続分析法により測定される量	
塩化水素	13	廃棄物焼却炉	700	規格 K0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を、12%の酸素濃度に換算したもの	
	16~19	全施設	80	規格 K0107 に定める方法のうちチオシアノ酸第二水銀法により測定される量	
鉛、 <sup>フロ</sup> 化水 素及び <sup>フロ</sup> 化 珪素	9	ガラス又はガラス製品の製造の用に供するもの(原料としてほたる石又は珪 <sup>フロ</sup> 化ナトリウムを使用するものに限る)	10	( )内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量を示す	
	21	反応施設(過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く)、濃縮施設及び溶解炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く)			
	22, 23	全施設	1.0 (3.0)		
	20	電解炉	15		
	21	反応施設(過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものに限る)及び溶解炉のうち電気炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る)			
	21	焼成炉及び溶解炉のうち平炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る)	20		
鉛及びその 化合物	9	ガラス又はガラス製品の製造の用に供するもの(原料として酸化鉛を使用するものに限る)	20	規格 Z8808 に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光度法又はポーラログラフ法により測定される量	
	14	焙燒炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	10		
	24~26	全施設			
	14	焼結炉及び溶鉱炉	30		

注

- 有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質(1時間につき合計6分間に超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
- 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

## ⑤指定物質抑制基準

### 指定物質抑制基準（平成9年環境庁告示第5号、第6号より）

指定物質	指定物質排出施設	規模	抑制基準(mg/m <sup>3</sup> N)	
			新設 †	既設 †
ベンゼン	1 乾燥施設のうち溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのもの	排出ガス量が 1000~3000m <sup>3</sup> N/h	100	200
		排出ガス量が 3000m <sup>3</sup> N/h以上	50	100
	2 コークス炉		100*	100*
	3 蒸留施設のうち溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの	排出ガス量が 1000m <sup>3</sup> N/h以上	100	200
	4 脱アルキル反応施設(排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く。)		50	100
	5 貯蔵タンク(浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。以下同じ。)	容量が 1000kl 以上	600**	1500**
トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン(トリクロロエチレン等)	6 反応施設(排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く。)	排出ガス量が 1000~3000m <sup>3</sup> N/h	100	200
		排出ガス量が 3000m <sup>3</sup> N/h以上	50	100
	7 乾燥施設のうち溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのもの		300	500
	8 混合施設のうちトリクロロエチレン等を溶媒として使用するもの		300	500
	9 蒸留施設のうちトリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するもの		150	300
テトラクロロエチレン	10 洗浄施設		300	500
	11 ドライクリーニング機(密閉式のものを除く。)		300	500

† 新設は平成9年4月1日以降に設置するもの、既設は平成9年4月1日に現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）をいう。

\*装炭時の装炭口からの排出ガスで、装炭車集じん機の排出口から排出されるものに含まれるベンゼンの量。既設については、開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く。

\*\*ベンゼンの注入時の排出ガスに含まれるベンゼンの量。

## ⑥揮発性有機化合物（VOC）排出基準

揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出基準	
塗装施設（吹付塗装に限る）	排風機の排風能力が 100,000m <sup>3</sup> /h以上のもの	自動車製造の用 に供する塗装施 設（吹付塗装に 限る）	既設：700ppmC 新設：400ppmC
		その他の塗装施 設（吹付塗装に 限る）	700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るもの を除く)	送風機の送風能力が 10,000 m <sup>3</sup> /h以上のもの	木材・木製品(家 具を含む)の製 造の用に供する もの	1,000ppmC
		その他のもの	600ppmC
接着の用に供する乾燥施設（木材・木 製品の製造の用に供する施設及び下 欄に掲げる施設を除く）	送風機の送風能力が 15,000 m <sup>3</sup> /h以上のもの		1,400ppmC
印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミ ネート容器包装、粘着テープ・粘着シ ート又は剥離紙の製造における接着 の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000 m <sup>3</sup> /h以上のもの		1,400ppmC
グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000 m <sup>3</sup> /h以上のもの		700ppmC
オフセット輪転印刷の用に供する乾 燥施設	送風機の送風能力が 7,000 m <sup>3</sup> /h以上のもの		400ppmC
化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000 m <sup>3</sup> /h以上のもの		600ppmC
工業用品の洗浄施設 (洗浄の用に供する乾燥施設を含む)	洗浄剤が空気に接する面 の面積が5m <sup>2</sup> 以上のもの		400ppmC
ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8°Cにおいて蒸気圧が20kPaを超 える揮発性有機化合物の貯蔵タンク (密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式 を含む)のものを除く)	1,000kL以上のもの (ただし、既設の貯蔵タ ンクは、容量が2,000kL 以上のものについて排出 基準を適用する)		60,000ppmC

- (注) • 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機  
の排風能力を規模の指標とする。  
 • 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。  
 • 「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として  
用いるものに限る。  
 • 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。

⑦水銀等に係る排出基準

水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設	基準値 ( $\mu$ g/m <sup>3</sup> N)		施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)
		新設 (注5)	既設 (注5)	
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	10	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伝熱面積10m<sup>2</sup>以上</li> <li>● 燃焼能力（注1）50L/時以上</li> </ul>
	小型石炭混焼ボイラー (注2)	8	10	
非鉄金属（銅、鉛、亜鉛及び工業金） 製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	一次施設 銅又は工業金	15	30	<p>金属の精錬の用に供する焙燒炉、焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。) 及び煅燒炉／金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原料処理能力 1t/時以上</li> </ul> <p>金属の精製の用に供する溶解炉 (こしき炉を除く。) :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 火格子面積 1 m<sup>2</sup>以上</li> <li>● 羽口面断面積0.5m<sup>2</sup>以上</li> <li>● 燃焼能力（注1）50L/時以上</li> <li>● 変圧器定格容量200kVA以上</li> </ul>
	一次施設 鉛又は亜鉛	30	50	
	二次施設 銅、鉛又は亜鉛	100	400	<p>銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙燒炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原料処理能力 0.5t/時以上</li> <li>● 火格子面積0.5m<sup>2</sup>以上</li> <li>● 羽口面断面積0.2m<sup>2</sup>以上</li> <li>● 燃焼能力（注1）20L/時以上</li> </ul>
	二次施設 工業金	30	50	<p>鉛の二次精錬の用に供する溶解炉：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 燃焼能力（注1）10L/時以上</li> <li>● 変圧器定格容量40kVA以上</li> </ul> <p>亜鉛の回収の用に供する焙燒炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原料処理能力0.5t/時以上</li> </ul>
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)	30	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 火格子面積 2 m<sup>2</sup>以上</li> <li>● 焼却能力200kg/時以上</li> </ul>
	水銀含有汚泥等の焼却炉等	50	100	水銀回収義務付け産業廃棄物（注3）又は水銀含有再生資源（注4）を取り扱う施設（加熱工程を含む施設に限る。） (施設規模による裾切りはなし。)
セメントクリンカーの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	50	80	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 火格子面積 1 m<sup>2</sup>以上</li> <li>● 燃焼能力（注1）50L/時以上</li> <li>● 変圧器の定格容量200kVA以上</li> </ul>

(注1) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

(注2) バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの

(注3) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

(注4) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(注5) 平成30年4月1日において、現に設置されていた施設を既設、それ以降を新設。

(2) 水質汚濁関係

① 工場・事業場排水基準（有害物質）

（昭和46年6月24日施行、平成13年6月1日一部改正、平成23年11月1日一部改正、  
平成24年5月25日一部改正、平成26年12月1日一部改正）

単位：mg/L

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
シアノ化合物	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
有機リン(ハニチオノン、メチルハニチオノン、 メチルジメトン及びEPNに限る。)	1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
		1,3-ジクロロプロパン	0.02
鉛及びその化合物	0.1	チウラム	0.06
六価クロム化合物	0.5	シマジン	0.03
ひ素及びその化合物	0.1	チオベンカルブ	0.2
水銀及びアルキル水銀その他 の水銀化合物	0.005	ベンゼン	0.1
アルキル水銀化合物	検出されないこと	セレン及びその化合物	0.1
ポリ塩化ビフェニル	0.003	ホウ素及びその化合物	10(海域以外) 230(海域)
トリクロロエチレン	0.1	フッ素及びその化合物	8(海域以外) 15(海域)
テトラクロロエチレン	0.1	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸 化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素×0.4、亜硝 酸・硝酸性窒素合計100
ジクロロメタン	0.2	1,4-ジオキサン	0.5
四塩化炭素	0.02		
1,2-ジクロロエタン	0.04		
1,1-ジクロロエチレン	1		

備 考

- 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう、以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

② 工場・事業場排水基準（生活環境の保全に係る項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（pH）	5.8以上8.6以下(海域以外の公共用水域) 5.0以上9.0以下(海域)
生物化学的酸素要求量（BOD）mg/L	160(日間平均120)
化学的酸素要求量（COD）mg/L	160(日間平均120)
浮遊物質量（SS）mg/L	200(日間平均150)
n-ヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）mg/L	5
〃（動植物油脂類）mg/L	30
フェノール類含有量mg/L	5
銅含有量mg/L	3
亜鉛含有量mg/L	2
溶解性鉄含有量mg/L	10
溶解性マンガン含有量mg/L	10
クロム含有量mg/L	2
大腸菌群数個/ml	日間平均3,000
窒素含有量mg/L	120(日間平均60)
リン含有量mg/L	16(日間平均8)

備考

- 1 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当りの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及びフッ素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1ppmにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 7 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

### ③ 筑後川に係る上乗せ排水基準（平成4年1月1日施行）

(3) 土壌汚染関係

特定有害物質	指 定 基 準	
	土壤含有量基準	土壤溶出量基準
クロロエチレン	(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	0.002mg/l 以下
四塩化炭素		0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエタン		0.1mg/l 以下
1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/l 以下
1,3-ジクロロプロパン		0.002mg/l 以下
ジクロロメタン		0.02mg/l 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン		1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン		0.01mg/l 以下
ベンゼン		0.01mg/l 以下
カドミウム及びその化合物	(第2種特定有害物質) 重金属等	45 mg/kg 以下
六価クロム化合物		250 mg/kg 以下
シアノ化合物		50 mg/kg 以下(遊離シアノ)
水銀及びその化合物		15 mg/kg 以下 水銀が 0.0005mg/l 以下であり、かつアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		150 mg/kg 以下
鉛及びその化合物		150 mg/kg 以下
ヒ素及びその化合物		150 mg/kg 以下
フッ素及びその化合物		4000 mg/kg 以下
ホウ素及びその化合物		4000 mg/kg 以下
シマジン		0.003mg/l 以下
チウラム	(第3種特定有害物質) 農薬等	0.006mg/l 以下
チオベニカルバ		0.02mg/l 以下
P C B		検出されないこと
有機リン化合物		検出されないこと

(4) 騒音・振動関係

① 特定建設作業に係る規制

(ア)-A 騒音の規制基準

規制項目 区域の区分	騒音 (敷地境界線上)	作業禁止時間	1日当たりの 作業時間	同一場所での 作業期間	日曜、休日に おける作業
第1号区域	85 dB(A) 以下	午後7時 ～午前7時	10時間以内	連続6日以内	禁 止
		午後10時 ～午前6時	14時間以内	連続6日以内	禁 止

(注) 第1号区域：騒音規制指定地域のうち第1種、第2種、第3種区域及び学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地の周囲概ね80mの区域内

第2号区域：騒音規制指定地域のうち第1号以外の区域

(ア)-B 騒音が規制される作業の種類

作業	摘要
1. くい打機、くい抜機 又は、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打・くい抜機を除く。くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2. びょう打機を使用する作業	
3. さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が、50メートルを超えない作業に限る。
4. 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5. コンクリートプラント又は、アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練量が、コンクリートプラントは0.45立方メートル以上。アスファルトプラントは200キログラム以上のものに限る。モルタルを装置するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く
6. バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。
7. トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。
8. ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。

(注) 6. 7. 8. の作業については、平成9年10月1日より追加され施行。

(イ)-A 振動の規制基準

規制項目 区域の区分	振動 (敷地境界線上)	作業禁止時間	1日当たりの 作業時間	同一場所での 作業期間	日曜、休日に おける作業
第1号区域	75dB 以下	午後7時 ～午前7時	10時間以内	連続6日以内	禁 止
第2号区域		午後10時 ～午前6時	14時間以内	連続6日以内	禁 止

(注) 工業専用地域は第2号区域、その他は第1号区域(ただし旧久留米市の標高200m以上の山地は除外)

(イ)-B 振動が規制される作業の種類

作業	摘要
1. くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	} を使用する } 作業 } もんけん及び圧入式くい打機を除く。 油圧式くい打機を除く。 圧入式くい打くい抜機を除く
2. 鋼球を使用して建築物、その他の工作物を破壊する作業	
3. 舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4. ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

② 特定工場に係る規制

(ア)-A 騒音の規制基準

[単位: dB (A)]

時間の 区分 区域 の区分	朝	昼	夕	夜間	主な都市計画法の用途地域
	午前 6時	午前 8時	午後 7時	午後 11時	
第1種区域	45	50	45	45	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域
第2種区域	50	60	50	50	第1・2種住居地域、準住居地域 及びその他の地域
第3種区域	65	65	65	55	近隣商業地域、 商業地域及び準工業地域
第4種区域	70	70	70	65	工業地域、工業専用地域

(注) 規制値は、敷地境界線上の値。

(ア)-B 騒音が規制される特定工場における特定施設の種類（騒音規制法）

	施 設	摘要
1	金属加工機械	
	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が、22.5キロワット以上のものに限る。
	ロ 製管機械	
	ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が、3.75キロワット以上のものに限る。
	ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
	ト 鍛造機	
	チ ワイヤーフォーミングマシン	
	リ ブラスト	タンブラー以外のものであって、密閉式のものを除く。
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
	3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩擦機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	建設用資材製造機械	
	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。
6	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。
	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
7	木材加工機械	
	イ ドラムバーカー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
	ハ 碎木機	
	ニ 帯のこ盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
	ホ 丸のこ盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
8	ヘ かんな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
	抄紙機	
9	印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳型造形機	ジョルト式のものに限る。

(ア)-C 騒音が規制される特定工場における特定施設の種類

(福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例)

※既に騒音規制法に基づき特定施設の設置又は使用の届出を行っている工場・事業場は届出の必要はありません。

	施 設	要 摘
イ	金属加工機械	
1	圧延機械	
2	ベンディングマシン	ロール式のものに限る。
3	せん断機	原動機を用いるものに限る。
4	ブラスト	密閉式のもの及びタンブラスト。
5	高速切断機及びプラズマ切断機	
6	研磨機	工具用及び板金作業場で使用するものを除く。 亜鉛版研磨機以外は2台以上。
ロ	クーリングタワー	3.75 キロワット以上。
ハ	ドラム缶洗浄機	原動機を用いるものに限る。
ニ	ロータリーキルン	
ホ	重油バーナー	重油の使用料が1時間50リットル以上。
ヘ	電気炉	変圧器の定格容量が1000kVA以上のもの。

(イ)-A 振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間	主な都市計画法の用途地域
	午前 8時	午後 7時	
第1種区域	60以下	55以下	住居専用、住居、準住居、市街化調整区域
第2種区域	65以下	60以下	近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域

(注) 旧久留米市の標高200m以上の山地は除外。規制値は敷地境界線上の値。

(イ)-B 振動が規制される特定工場における特定施設の種類

	施 設	要 摘
1	金属加工機械	
	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ロ 機械プレス	
	ハ せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。
	ニ 鍛造機	
	ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。(冷凍機を除く。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	建設用資材製造機	
	イ コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。
	ロ コンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。
6	木材加工機械	
	イ ドラムバーガー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳型造形機	ジョルト式のものに限る。

(5) 悪臭関係

① 悪臭物質規制基準(久留米市告示第 87 号、平成 13 年 4 月 1 日施行)

(ア) 敷地境界線規制基準(第 1 号規制)

物質名	においの性質	基準値(ppm)	悪臭発生事業場
アンモニア	し尿のような刺激臭	1.0 以下	畜産農業、鶏糞乾燥工場、複合肥料製造業、と畜場、でん粉製造工場、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐ったタマネギ臭	0.002 以下	クラフトパルプ製造業、化製場、ごみ処理場、魚腸骨処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵臭	0.02 以下	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、化製場、セロファン製造業、ビスコースレーション製造業、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツ臭	0.01 以下	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	腐魚臭	0.005 以下	畜産農業、化製場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
二硫化メチル	ニンニク臭	0.009 以下	クラフトパルプ製造業、化製場・魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
アセトアルデヒド	刺激臭	0.05 以下	アセトアルデヒド製造業、酢酸製造工場、たばこ製造工場、酢酸ビニル製造業、クロロプロレン製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理場等
スチレン	都市ガスのような臭い	0.4 以下	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR 製造工場、FRP 製品製造工場、化粧合板製造工場等
ノルマル酪酸	汗くさい臭い	0.001 以下	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥工場、し尿処理場、畜産食品製造工場、でん粉製造工場、廃棄物処理場等
イソ吉草酸	むれた靴下の臭い	0.001 以下	
ノルマル吉草酸	むれた靴下の臭い	0.0009 以下	
プロピオン酸	酸っぱいような刺激臭	0.03 以下	
グリコオノアルdehyド		0.05 以下	
ノルマルブチルアルdehyド		0.009 以下	塗装工場、その他の金属製品製造工場、印刷工場、自動車修理工場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場、魚腸骨処理場等
イソブチルアルdehyド	焦げ臭	0.02 以下	
ノルマルバーレルアルdehyド		0.009 以下	
イソバーレルアルdehyド		0.003 以下	
イソブタノール		0.9 以下	
酢酸エチル		3.0 以下	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
メチルイソブチルケトン	溶剤臭	1.0 以下	
トルエン		10.0 以下	
キシレン		1.0 以下	

(イ) 気体排出口規制基準(第2号規制)

悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出した流量

(ウ) 排出水中規制基準(第3号規制)

同規則第4条に定める方法により算出して得た排出水中の濃度（ただし、当該事業場から敷地外に排出される排出水の量が0.1立方メートル毎秒を超える場合におけるメチルメルカプタンの規制基準値は、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。）

(6) ダイオキシン関係（ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制基準）

① 大気基準適用施設及び大気排出基準

(施行令第1条別表第1・施行規則第1条の2別表第1、附則第2条附則別表第2)

(単位:ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>)

号番号	特定施設の種類	施設規模	新設施設排出基準 (H12.1.15以降設置)	既存施設排出基準 (H12.1.14までに設置)	On
1	銑鉄製造の用に供する焼結炉(1t/h以上)		0.1	1	15%
2	製鋼の用に供する電気炉(変圧器定格容量1000kVA以上)		0.5	5	
3	亜鉛回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉(0.5t/h以上)		1	10	
4	アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉・乾燥炉((0.5t/h以上)、溶解炉(容量1t以上)		1	5	
5	廃棄物焼却炉(火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力50kg/h以上)	4t/h以上 2t/h以上 4t/h未満 2t/h未満	0.1 1 5	1 5 10	12%

※ 既存施設のうち、H9.12.2以降に設置工事に着手した製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉(火格子面積2m<sup>2</sup>以上又は焼却能力200kg/h以上のもの)については、新設施設の基準が適用される。

② 水質基準対象施設及び水質排出基準

(施行令第1条別表第2・施行規則第1条の2別表第2)

(単位:pg-TEQ/L)

号番号	特定施設種類	排出基準
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミニナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマー製造の用に供する施設のうち二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフタキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサンジバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	10
13	亜鉛の回収の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、ろ過紙脱、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上又は燃焼能力50kg/h以上の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及びその廃棄物焼却炉から生じる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設	
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表第1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	上記の施設(1~17)と下記の施設(19)から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	上記の施設(1~17)を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	